

# 子どもと家庭の支援を考える～教員免許更新講習報告～

長尾 久美子・荒木 正平

A study of support for children and families  
～A Report of Teacher's License Renewal Course～

Kumiko NAGAO · Shohei ARAKI

キーワード：子ども・教育と福祉の連携・子どもの貧困対策・ソーシャルワーク

## 1. はじめに

子どもの生活の基盤である家庭は、児童虐待の増加、子どもの貧困率の拡大など様々な課題を抱えている。今日の教育現場における特別な配慮や支援を必要とする子どもたちの背景には、こうした貧困やそこに端を発する家庭の崩壊や機能低下などがあることが浮かび上がっている。<sup>1)</sup><sup>2)</sup>子どもを取り巻くこのような状況への対策として、2013年6月19日、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、2014年8月29日、「子供の貧困対策に関する大綱について」が閣議決定された。この中で、子どもの貧困対策の意義を「日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。貧困は子供たちの生活や成長にさまざまな影響を及ぼすが、その責任は子供たちではない。子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である。」<sup>3)</sup>としている。またその中で、施策の推進体制については、特に教育分野、福祉分野等の連携が重要としている。今回、教員免許更新講習において、このような、子どもを取り巻く環境への関わりの重要性という観点から、子どもと家庭の現状と支援施策、ソーシャルワークの目的・方法を学び、教育と福祉が連携し、子どもと家庭の支援に繋げていただくことをねらいとして開講した。本論では、事前に情報収集した子どもと家庭の現状と支援体制、講習概要、課題等について報告する。

## 2. 子どもと家庭の状況と支援体制

### 2.1 子どもと家庭の状況について

子どもを取り巻く状況について公表された主な指標は表1のとおりである。子どもの貧困率については、「国民生活基礎調査」の結果<sup>4)</sup>によると、16.3%（2012年）と過去最悪を更新している。わが国の子どもの貧困率は、2008年の国際比較でOECD34カ国中24位（貧困率の低い順から）と貧困率が高い状況にある。<sup>5)</sup>また、平成24年度要保護及び準要保護児童生徒数の割合<sup>6)</sup>も、子どもの貧困率とほぼ同様の数値であり、長崎県では全国平均を上回っている。一方、不登校児童生徒数<sup>7)</sup>、平成25年度児童相談所での児童虐待対応件数<sup>8)</sup>とも、全国、長崎県とともに増加している。このような状況から、子どもを取り巻く環境は厳しさを増していることが窺える。

表1. 子どもを取り巻く状況（主な指標）

主な項目	全 国	長崎県	出 典
子どもの貧困率（2012年）	16.3%		厚生労働省（国民生活基礎調査 2014.7.4）
〃（2009年）	15.7%		
〃（大人一人世帯）（2012年）	54.6%		
要保護児童数（%）（H24年度）	1.54%	1.9%	
〃（H23年度）	1.51%		文部科学省（2014.2.12）
準要保護児童数（%）（〃）	14.1%	15.2%	
〃（H23年度）	14.07%		
児童虐待対応件数（H25年度）	73,765件	329件	厚生労働省（2014.8.4）
〃（H24年度）	66,701件	263件	
不登校児の状況（H25年度）	119,617人	1,034人	文部科学省（2014.8.8）
〃（H24年度）	112,689人	874人	

## 2.2 子どもと家庭の支援体制について

課題を抱えた子どもと家庭に対しては、主に、文部科学省の所管する施策と厚生労働省の所管する施策がそれぞれで実施されている。教育と福祉の連携が求められているが、現場では、それぞれの内部で解決を図ろうと熱心に取り組んでいるものの、外部の機関等と、日常的に連携して子どもと家庭を支援するという状態には至っていない。  
(注)

注) 長崎県の状況は、スクールソーシャルワーカーの活動状況等については、長崎市教育研究所で、また、要保護児童対策の状況等については、長崎こども・女性・障害者支援センター（中央児童相談所）を訪問し聞き取った。

このような中で、スクールソーシャルワーカーの活動は、教育と福祉を結び付けるものとして重要な役割を担うものである。「スクールソーシャルワーカー活用の指針」（長崎県）では、スクールソーシャルワーカー活用事業について、「いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを関係市町村教育委員会に配置し、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒の支援を行うものです。」<sup>9)</sup>としている。長崎県では、12市町村教育委員会に26人が配置（平成26年度当初）されている。

また、児童虐待防止施策の柱として市町村に設置されている要保護児童対策協議会活動についても、子どもと家庭への総合的な支援にとってその周知と推進が必要となる。

## 3. 講習の概要

### 3.1 実施日時と参加者

講習名：子どもと家庭の支援を考える

会場：長崎女子短期大学 221教室

講習日時：平成26年8月19日（木）

8：50～16：10

講習参加者：30名（男性3名 女性27名）

## 3.2 講習内容と日程

講習内容は、①子どもと家庭を取り巻く状況と関係法制度の概要についての講義と、②ソーシャルワークの視点・方法を講義と演習により行い、グループワークで具体的な課題へのアプローチを考えもらうことにした。講習日程は表2のとおりである。

表2. 講習日程

8：50～9：00	オリエンテーション
9：00～10：30	講義① 子どもと家庭の現状と支援法制度の概要
10：40～12：10	講義② 長崎県における支援体制の状況
13：00～15：10	講義③ ソーシャルワークの視点・方法 演習 事例演習
15：20～16：10	筆記試験

### 【午前の講習】

講義①② 子どもと家庭の現状と支援法制度の概要・長崎県における支援体制

講義①では、子どもを取り巻く状況（表1参照）や子どもの貧困対策推進法、要保護児童対策など現在の児童福祉の法制度等について、講義②では、長崎県の支援体制について、事前に情報収集した内容等入れながら講義した。

### 【午後の講習】

講義③ ソーシャルワークの視点方法

ソーシャルワークについては、2000年7月国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)の定義において、「～ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人々がその環境と相互に影響しあう接点に介入する。～」<sup>10)</sup>としているように、実践の視点を「人と環境との相互作用」にあてる。門田光司は「学校ソーシャルワーク演習」の中で、「学校現場で取り上げられる子どもの問題行動について、私たちがとるスタンスは、子どもの苦悩や生活困難をその個人責任に求めないということです。子どもの行為行動の裏側にある要求（発達要求）を読み取り、それを社会的責任や社会的保障へつなぐことです。その具体的な手立てを周囲の適切な専門家や非専門家に提起し、これまでのあり方を見直したり、新たな筋道を計画し実行していくことです。」<sup>11)</sup>としている。

このような、人々が抱える困難に対し環境との相互作用としてとらえる視点は、介護、福祉など様々な分野で取り入れられている。2001年5月、世界保健機関（WHO）総会において採択された国際生活機能分類（ICF）<sup>12)</sup>は、障害の捉え方を、個人の能力や課題としてのみとらえるのではなく、生活機能というプラス面からみるように視点を転換し、さらに環境因子等の観点を加え、個人の持つ課題を、個人とその取り巻く環境などの生活全体として総合的にとらえるものである。講習では、このような視点について講義した。

次に、具体的な手法については、相澤の「ソーシャルワーカーの理論と方法Ⅰ・Ⅱ」<sup>13)</sup>、文部科学省の「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」<sup>14)</sup>等を参考にしながら、ソーシャルワーカーの展開である、インテーク→アセスメント→支援計画→支援実施→モニタリング→評価→再アセスメントの流れや相談援助者の態度等を講義した。

演習では、門田・鈴木の「学校ソーシャルワーク演習」<sup>15)</sup>の事例を利用し、各自がアセスメントを行ってアセスメントシートに記入し、ソーシャルワーカーの展開の一部を体験してもらった。これは、子どもの抱える課題をさまざまな視点から見、拾い出すことで、子どもが示す一つの行動の裏には多くの要因があることを考えてもらうためである。その後、グループ協議で、アセスメントを発表することと、各自が体験した子どもと家庭への支援などを協議し、全体発表で各グループから1事例を発表してもらった。時間の関係上、支援計画は実施できなかった。

### 3.3 受講者の感想等

受講者の講習の理解度を評価するためにレポートを提出してもらった。自己評価と主な記載内容は次のとおりである。

表3 自己評価

評価項目	5 できた	4 ほぼ できた	3 普通	2 余りでき なかつた	1 できな かつた
①授業内容は理解できた	19 63%	9 30%	2 7%	0	0
②自分なりの意見をもちながら聞いた	18 60%	12 40%	0	0	0
③意見を述べること ができる	11 37%	17 56%	2 7%	0	0

主な記載内容（特に、「教育と福祉の連携」に関する記載）

- ・法律や制度はより良くなっているが、親への働きかけなどの体制が必要。
- ・教育と福祉は今までなかなか連携が取れなかつたような気がするが、スクールソーシャルワーカーをその仲介としてうまく利用することが必要ではないか。
- ・養護教諭として、学校と家庭・福祉をつなぐ一助になれるようにしたい。
- ・現在の児相の状況から、児相とつながることの難しさがあるが、子どもを守るためにまず、自分が動き学ぶことを忘れないようにしたい。
- ・関係機関に丸投げするのではなく、その前に児童や家庭に寄り添うことで一緒に解決に向かうという姿勢だと感じる。
- ・保護者や子どもに信頼してもらい専門機関につなぐようにできること。
- ・担任一人で対応しようとせず組織的な対応を行う。また、情報を共有し、管理職の判断では、他機関や民生委員さんなど多くの力を借りながら対応することが望ましい。
- ・連携を本気で進めていこうとする教師、学校の熱い思い。
- ・周りの多くの手を借りて、担任一人が悩むことなく対応していくこと、対応していいんだということを感じた。
- ・地域の民生委員やスクールソーシャルワーカーの活用をもっと気軽にできるように、学校との垣根を取り払うように、開かれた学校を目指す。
- ・学校現場と行政との情報交換（交流）が密に行われること。
- ・教育と福祉の役割分担とチームでの対応。
- ・様々な支援の内容を行政が確実に対象者に知らせること。学校においては情報の共有。
- ・教育、福祉の現場で働いているものの交流や学習会などを通してお互いの仕事内容や役割を理解し、信頼関係を結ぶこと。
- ・「子どもの貧困対策推進法」などについては、管理職を含め教師の要最低限度の知識。
- ・子どもと家庭への支援として、まずは、基礎学力と基本的生活習慣を身につけさせたい。
- ・法の整備によって、多くの機関が連携すること。

#### 4. まとめ

今回の講習会では、①子どもと家庭を取り巻く状況と法制度等の動向については、ほとんどの受講者が一般的な知識として理解していた。しかし、中には、スクールソーシャルワーカーを初めて知ったという受講生もいた。全体的には、自己評価等からも、子どもと家庭の支援施策についてより深く学ぶことができたのではないかと思われる。②ソーシャルワークの視点・方法については、アセスメントシートをもとに、課題、ニーズ、支援計画、評価・分析という段階的な方法で、丁寧に対応していくやり方を学び、背景をしっかり見つめる方法を学ぶ機会になったというレポートの記載もあり、ある程度、子どもたちの問題の背景に目を向ける方法は理解していただけたのではないかと思われる。③グループワークでは、各自の体験や取り組みの情報を交換したり、成功事例・うまくいかなかった事例など出し合い、活発なグループ協議になった。全体的には、講習会の目的に沿ったものになったと考える。

一方、課題としては、①講義の時間を少なくし、演習の時間を多く確保すること。講義①と②をまとめ、③ソーシャルワークの視点・方法・具体的な記入方法など、演習に重点を置いた時間配分にすることで、より受講者参加型の講習にすることが必要である。

また、「子どもと家庭の支援」に関する全体的な課題として見えてきたことは、教育現場では、子どもたちが抱える課題の背景には、子どもたちが生活している環境が大きな影響を与えていているということは十分理解しておられるが、そこに働きかける方法、体制等非常に曖昧で、学校間での取り組みにも差があつたりして、具体的な手立てを持ち得ていない状況のようであった。また、連携の相手機関側の課題（児童相談所や市町村他の機関など）も多く、他の機関との連携に余裕がない状況も垣間見られる。また、子どもが生活している環境（特に、親や家族）は、経済的な問題、家族の人間関係、DV、親の精神的な問題、障害や疾病等、複雑多岐にわたった課題を抱えており、家庭崩壊と言われるような状況に対し教師が教育の一環として家庭に関わることは課題も多い。

このような中で、国は、「子どもの貧困対策」

の一つに、スクールソーシャルワーカーの配置の推進を掲げている。家庭への関わりは、専門職により、長い時間をかけて支援していくことが求められるものであり、スクールソーシャルワーカーが教育現場の専門職として、子どもたちを見守りながら家庭への支援を行っていくという役割を担うため、課題を抱えた子どもたちが分断されず、教育と福祉の連携による一体的な支援を受けることになる。今回の、国の施策でも重点化されており、推進が望まれるものである。

レポートの主な記載の中でも述べられていたが、法制度はできても、垣根を越えた実践については困難が多い。しかしながら、受講された先生方は、「子どもと家庭の支援」に熱心に取り組んでおられる方ばかりであった。「子どもの貧困対策推進法」が施行されるが、創設の趣旨が活かされ、すべての子どもたちへの自立支援につながるように、講習会の内容も充実させていきたい。

#### 引用・参考文献

- 1) 子どもの貧困・子どもの貧困Ⅱ 阿部彩著 2008年・2014年 岩波新書
- 2) ルポ子どもの貧困連鎖 教育現場のSOSを追って 保坂涉・池谷孝司著 2012年 光文社
- 3) 子供の貧困対策に関する大綱 2014年8月29日閣議決定
- 4) 平成25年国民生活基礎調査の概況 2014年7月15日厚生労働省
- 5) 第1回子供の貧困対策に関する検討会 参考資料 2014年4月17日 内閣府
- 6) 学校及び教員を取り巻く状況に関する参考資料 2014年2月12日 文部科学省
- 7) 平成26年度学校基本調査 速報値 2014年8月7日 文部科学省
- 8) 児童相談所での児童虐待対応件数 2014年8月4日 厚生労働省
- 9) スクールソーシャルワーカー活用の指針 P1から引用 2013年4月 長崎県教育委員会
- 10) 学校ソーシャルワーク演習 門田光司・鈴木庸裕編著 2010年 ミネルヴァ書房 P20から引用
- 11) 学校ソーシャルワーク演習 門田光司・鈴木庸裕編著 2010年 ミネルヴァ書房 P3から引用
- 12) ICF（国際生活機能分類）の理解と活用～人が生きること、生きることの困難（障害）をどうとらえるか 上田敏著 2005年 きょうされん
- 13) ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ 相澤譲治監修 2010年 (株)みらい
- 14) スクールソーシャルワーカー実践活動事例集 2008年12月 文部科学省